

令和8年1月26日判決言渡

令和7年（ネ）第10047号 特許権侵害損害賠償請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所令和5年（ワ）第70004号）

口頭弁論終結日 令和7年11月18日

5

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

10

事実及び理由

（略語は、本判決で別途定めるもののほか、原判決の例による。）

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1000万円及びこれに対する令和5年1月18日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

15

第2 事案の要旨

- 1 本件は、発明の名称を「携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム」とする本件特許に係る本件特許権を有する控訴人が、被控訴人に対し、原判決別紙被告製品目録記載の被告各製品は本件特許の特許請求の範囲の請求項1に係る本件発明の技術的範囲に属するものであり、被控訴人が平成23年3月24日から令和5年1月9日の間に被告各製品を販売したことが本件特許権の侵害に当たり、これにより損害を被ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償として、損害金118億5400万円の一部である1000万円及びこれに対する同年1月18日（不法行為後の日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

20

25

2 原審は、本件特許は、乙6発明（特開2001-197167号公報に記載された発明）により進歩性を欠き、特許無効審判により無効にされるべきものであるとして、控訴人の請求を全部棄却する判決をしたところ、これを不服とする控訴人が控訴を提起した。

5 第3 前提事実

1 当事者

原判決「事実及び理由」第2の1(1)（2頁）に記載するとおりであるから、これを引用する。

2 本件特許

10 以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」第2の1(2)（2～3頁）に記載するとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決3頁末行末尾（前提事実(2)の末尾）に改行の上、以下を加える。

15 「オ 被控訴人は、特許庁に対し、本件特許の特許請求の範囲の請求項1に係る発明について特許無効審判請求（無効2023-800066）をした。控訴人は、同手続において、令和7年3月13日付けで、同請求項1について別紙「特許請求の範囲（令和7年3月13日付け訂正請求に係る訂正後のもの）」のとおりに訂正することを求める訂正請求をした（以下、同訂正請求に係る訂正を「令和7年訂正」といい、令和7年訂正後の本件発明を「本件訂正発明」という。令和7年訂正の訂正部分は同別紙の下線部分である。甲34、44、45）。なお、本件口頭弁論終結時において、特許庁は、上記特許無効審判請求について審決をしておらず、控訴人の令和7年訂正に係る訂正請求の許否についても判断していない。」

20 25 3 特許請求の範囲及び構成要件の分説

(1) 本件発明

令和 7 年訂正前の本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 の記載及び構成要件の分説は、原判決「事実及び理由」第 2 の 1 (3) 及び(4)（4～6 頁）のとおりであるから、これを引用する。

(2) 本件訂正発明

令和 7 年訂正後の本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 の記載は、別紙「特許請求の範囲（令和 7 年 3 月 13 日付け訂正請求に係る訂正後のもの）」記載のとおりである。また、これを構成要件に分説すると、以下のとおりとなる。なお、下線部分は、令和 7 年訂正による訂正部分である。

- A ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路へ送信する入力手段と；
- B 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；
- C 後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と；
- D 前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路と、該中央演算回路の処理結果に基づき、单一の VRAM に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、
から構成されるデータ処理手段と；
- E 画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示する

ディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と；

F 外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかする周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と；

を備え、

G” 前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理し、前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記单一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示する機能（以下、「高解像度動画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、

携帯情報通信装置において、

H” 前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記单一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記

ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記单一のV R A Mから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現し、

I 前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、T M D S、L V D S（又はL D I）及びG V I Fのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、

J' ことにより、

前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像」をリアルタイムで表示できるようにした、

K ことを特徴とする携帯情報通信装置。

4 被控訴人の行為

被控訴人は、被告各製品を業として販売した。

5 先行文献

以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」第2の1(6)（6～7頁）に記載するとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決7頁2行目末尾（前提事実(6)の末尾）に改行の上、以下を加える。

「才 特開2004-140670号公報（乙83。平成16年5月13日公開。以下「乙83文献」といい、乙83文献に記載された発明を「乙83発明」という。）」

第4 爭点及び争点に関する当事者の主張

1 争点

本件の争点は以下のとおりであり、争点3及争点4は、当審における新主張である。

(1) 被告各製品が本件発明の技術的範囲に属するか（争点1）

ア 被告各製品は「高解像度画像受信・処理・表示機能」（構成要件G'）
を有するか（争点1-1）

イ 被告各製品は「無線通信手段」（構成要件B及びG'）を有するか（争
点1-2）

ウ 被告各製品は「グラフィックコントローラ」が「单一のVRAMに対し
てビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビッ
トマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表
示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送
信する」との構成（構成要件D、G'及びH'）を有するか（争点1-
3）

エ 被告各製品は「单一のVRAM」（構成要件D、G'及びH'）を有す
るか（争点1-4）

オ 被告各製品は「前記单一のVRAMから『前記ディスプレイパネルの画
面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ』を読み出し、」
「前記单一のVRAMから『前記ディスプレイパネルの画面解像度より
大きい解像度を有する画像のビットマップデータ』を読み出し」との構
成（構成要件H'）を有するか（争点1-5）

(2) 無効の抗弁の成否（争点2）

ア サポート要件違反（争点2-1）

イ 実施可能要件違反（争点2-2）

ウ 新規性及び進歩性欠如

（ア）乙3発明に基づく新規性及び進歩性欠如（争点2-3-1）

- (イ) 乙6発明に基づく新規性及び進歩性欠如（争点2-3-2）
(ウ) 乙38発明に基づく進歩性欠如（争点2-3-3）
(エ) P900iV発明に基づく進歩性欠如（争点2-3-4）
(オ) 乙39発明に基づく新規性及び進歩性欠如（争点2-3-5）
5 (カ) 分割要件違反による新規性欠如（争点2-3-6）
- (3) 訂正の再抗弁の成否（争点3）
ア 令和7年訂正による無効理由の解消の成否（争点3-1）
イ 被告各製品が本件訂正発明の技術的範囲に属するか（争点3-2）
ウ 令和7年訂正が訂正要件を充足するか（争点3-3）
- 10 (4) 本件訂正発明に係る無効の抗弁の成否（争点4）
ア サポート要件違反（争点4-1）
イ 明確性要件違反（争点4-2）
ウ 実施可能要件違反（争点4-3）
エ 新規性及び進歩性欠如（争点4-4）
- 15 (ア) 乙83発明に基づく進歩性欠如（争点4-4-1）
(イ) 乙39発明に基づく新規性及び進歩性欠如（争点4-4-2）

(5) 損害の発生及びその額（争点5）

2 争点に関する当事者の主張

争点に関する当事者の主張のうち、争点1、争点2及び争点5（原判決における争点3）に関する主張は、原判決「事実及び理由」第3（8～61頁）に記載のとおりであるから、これを引用する。当審における当事者の追加的主張（争点3及び争点4）のうち、後記のとおり当裁判所が判断する争点3-1（令和7年訂正による無効理由の解消の成否）に関する当事者の主張は、次のとおりであり、その余の追加的主張は、別紙「争点に関する当事者の主張」記載のとおりである。

25 （控訴人の主張）

原判決は、本件発明は乙6発明により進歩性を欠き、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものである旨判断したが、令和7年訂正により、上記無効理由は解消される。

(1) 乙6発明の認定

乙6文献には、以下の構成を有する乙6発明が記載されている。
5

2 a 各種データの入力を可能とし、入力されたデータをC P U 1 1に送信する操作部20と；

2 b" アンテナ12aを有し、送信信号の変調及び受信信号の復調機能を有し、C P U 1 1に制御される通信部12と；

10 2 c C P U 1 1が実行する各種プログラムを格納するR O M 1 4及びユーザ設定データ等を格納するR A M 1 3と；

2 d 1 R O M 1 4に格納されたプログラムに基づき、入力された表示データ（外部から取り込んだ画像情報）を、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル23やC R T表示器24等の大型ディスプレイに送信するよう制御するC P U 1 1と；
15

2 d 2 C P U 1 1の制御下で、入力された表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、画像メモリ22に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル23又はC R T表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信する表示制御回路21と；
20

2 e 表示制御回路21から送られてきた表示データを表示する簡易型液晶表示パネル23と；

2 f C R T表示器24等の大型ディスプレイに接続されており、表示制御回路21から送られてきた表示データをC R T表示器24等の大型ディスプレイに送信するモニタ端子25とを備え；
25

2 g" ' 1 通信部12が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示で

きない画像情報を受信して復調の上、C P U 1 1 が、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル 2 3 や C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに送信するよう表示制御回路 2 1 を制御し、

2 g" 2 C P U 1 1 の制御下で、表示制御回路 2 1 が、表示データを画像メモリ 2 2 に記憶させるとともに、画像メモリ 2 2 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル 2 3 又は C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 2 5 に送信して、簡易型液晶表示パネル 2 3 又は C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに画像を表示する機能を有する、携帯電話機において、
5

2 h" " 携帯電話機が、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路 2 1 は、画像メモリ 2 2 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 2 5 に送信し、C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示する機能を実現し、
15

2 i モニタ端子 2 5 は、表示制御回路 2 1 から受信した表示データ（ドットデータ）を C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに表示できるようにして送信する機能を有する、
20

2 j ことにより、C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示できるようにした、

2 k 携帯電話機

25 (2) 本件訂正発明と乙 6 発明との相違点

本件訂正発明と乙 6 発明との間には、構成要件 B、D 及び G" が特定する

「無線通信手段」と「中央演算回路」の構成について以下の相違点 2-4 が、構成要件 G'' 及び J' が特定する「外部ディスプレイ手段における画像の表示」に係る構成について以下の相違点 2-5 が、構成要件 G'' 及び H'' が特定する「グラフィックコントローラ」の構成について以下の相違点 2-6 が、
それぞれ存在する。

5

ア 相違点 2-4

10

15

20

本件訂正発明は、前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理するのに対して、乙6発明では、通信部 1-2 は、受信信号の復調機能を有し、CPU 1-1 によって制御されることまでは認められるとしても、通信部 1-2 は、動画像データを伝達する無線動画信号を受信するものではなく、ましてや、「本来解像度が簡易型液晶表示パネル 2-3 の画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信するものではなく、さらには、復調した信号を CPU 1-1 に送信するものではなく、ましてや、受信した無線動画信号をデジタル動画信号に変換の上、CPU 1-1 に送信するものではなく、CPU 1-1 は、通信部 1-2 から復調した信号を受信するものではなく、ましてや、無線動画信号を変換したデジタル動画信号を受信するものではない点。

イ 相違点 2-5

25

本件訂正発明は、前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像」をリアルタイムで表示できるようにしたのに対して、乙6発明では、簡易型液晶表示パネル 2-3 では明瞭に表示できない画像情報を、CRT 表示器 2-4 等の大型

ディスプレイに、欠落なく（スクロール操作することなく）表示できるようにしたことまでは認められるとしても、動画像をリアルタイムで表示する機能を有していない点。

ウ 相違点 2-6

5 本件訂正発明は、前記携帯情報通信装置が前記高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記グラフィックコントローラは、「前記単一のV R A Mから『前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ』を読み出し、『該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号』を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能」と、「前記単一のV R A Mから『前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ』を読み出し、『該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号』を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能」と、を実現するのに対して、乙6発明では、携帯電話機が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路21は、画像メモリ22に記憶させた表示データ（ドットデータ）をC R T表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信し、C R T表示器24等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示する機能を実現することまでは認められるとしても、当該機能は、携帯電話機が動画像データを受信・処理・表示する場合に実現されるものではなく、ましてや、高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に実現されるものではなく、また、携帯電話機が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合においても、簡易型液晶表示パネル

10

15

20

25

23の画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出し、送信する機能は実現されない点。

(3) 相違点の非容易想到性

ア 相違点 2-4

原判決が提示する技術常識（通信装置を構成する通信部において、画像情報を伝達する無線信号を受信し、デジタル信号に変換してCPUに送信し、CPUが当該デジタル信号を受信すること）を乙6発明に適用したとしても、本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データを伝達する無線動画信号を受信するとの構成に想到することはできない。
10

イ 相違点 2-5

原判決が提示する技術常識（携帯端末において、表示しようとする画像データの解像度が表示パネルの画面解像度より大きい場合に、表示パネルと同じ解像度の画像データを読み出し、当該データを伝達するデジタル表示信号を送信し、これを表示パネルに表示させること）を乙6発明に適用したとしても、本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像をリアルタイムで表示するとの構成に想到することはできない。
15

ウ 相違点 2-6

原判決が提示する上記イの技術常識を乙6発明に適用したとしても、前記单一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能に想到することはできない。
20
25

(4) 被控訴人の主張に対する反論

ア 乙6文献の記載に基づけば、乙6発明の携帯電話機が、「動画像をリアルタイムで表示する機能」を有しないことは明らかである。

(ア) 携帯情報通信装置が動画像データの受信・処理・リアルタイム表示を実現するためには、静止画像データの受信・処理・表示より格段に高い性能が必要となるのであるから、仮に、乙6文献において、携帯情報通信装置が画像データ（表示データ）の受信・処理・表示を実現することが開示・示唆されていたとしても、当該携帯情報通信装置が動画像データの受信・処理・リアルタイム表示を実現することにはならない。

(イ) 乙6文献において、【0013】記載の表示データが動画像データを含むことを示唆するような記載は一切ない。【0014】には、「従来のように、スクロール操作によって全画像を見る必要がなくなる。」との記載があることから、【0013】記載の表示データは、「（従来技術では）スクロール操作によって全画像を見るような表示データ」ということになる。しかし、動画像の全体をスクロール操作によって見ることは通常あり得ないから、【0013】記載の表示データは動画像データを含まない。

(ウ) 乙6文献には、無線通信手段（通信部12）が無線動画信号を受信することを開示・示唆する記載、データ処理手段（C P U 1 1 及び表示制御回路21）が動画像データを処理することを開示・示唆する記載、表示手段（簡易型液晶表示パネル23）が動画像を表示することを開示・示唆する記載は、いずれも一切ない。

イ 被控訴人は、技術常識（①携帯情報通信装置において無線動画信号を受信・処理すること、②無線通信手段が、「本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換すること、③無線通信手段が「動画像データ」

5

を伝達する無線動画信号を受信し、これをもとにデジタル表示信号を生成してディスプレイ手段又は外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示すること、④携帯情報通信端末がウェブサイトから取得した動画像データをリアルタイム（ストリーミング）で再生すること）を考慮すれば、乙6発明に基づいて本件訂正発明に想到することは容易であると主張するが、これらが技術常識であると仮定したとしても、本件訂正発明に想到することはできない。

10

(ア) 仮に、乙6発明の携帯電話機に対して無線動画信号や動画像データの受信に係る上記各技術常識を適用したとしても、それだけでは携帯電話機は機能せず、データ処理手段（C P U 1 1 及び表示制御回路21）や表示手段（簡易型液晶表示パネル23）についても、動画像データの処理・リアルタイム表示に対応するものに交換しなければならず、上記各技術常識を適用することへの重大な阻害要因となる。

15

(イ) 相違点2-5は、携帯情報通信装置において、外部ディスプレイ手段に、ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像をリアルタイムで表示できるようにしたことに関する相違点であるところ、上記各技術常識は当該事項を含意しない。

20

(ウ) 相違点2-6は、グラフィックコントローラが、「前記携帯情報通信装置が前記高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、」実現する機能に係る相違点であるところ、上記各技術常識は、携帯情報通信装置が備えているグラフィックコントローラの機能について、何ら特定するものではない。

(被控訴人の主張)

25

本件訂正発明は、本件発明と同様に、乙6発明に基づく新規性及び進歩性欠如のほか、乙3発明に基づく新規性及び進歩性欠如、乙38発明に基づく進歩性欠如、P900iV発明に基づく進歩性欠如、乙39発明に基づく新

規性及び進歩性欠如、分割要件違反に起因する新規性又は進歩性欠如並びにサポート要件違反の各無効理由を有するから、令和7年訂正によって無効理由が解消したとはいえない。

(1) 本件訂正発明と乙6発明との相違点

ア 控訴人は、通信部12が動画像データを伝達する無線動画信号を受信し、無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、C P U 1 1に送信することや、C R T表示器24等の大型ディスプレイに動画像を表示することは、乙6文献に記載された事項ではなく、相違点であると主張する。

しかしながら、乙6文献には、「表示データ」「画像情報」が静止画に限定される旨の記載はないし、動画像を除外する旨の記載もない。そもそも、動画像は、複数の静止画像（フレーム）を連続的に表示させることで、動きのある映像を作り出すものであり、画像処理及び表示の点で静止画と変わることはない。

①携帯情報通信装置において無線動画信号を受信・処理すること、②無線通信手段が、「本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信してデジタル信号に変換すること、③無線通信手段が「動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信し、これをもとにデジタル表示信号を生成してディスプレイ手段又は外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示すること、④携帯情報通信端末がウェブサイトから取得した動画像データをリアルタイム（ストリーミング）で再生することは、いずれも本件特許の優先日当時には既に実用化されていた技術であり、技術常識ないし周知技術である。

よって、通信部12が動画像データを伝達する無線動画信号を受信し、デジタル動画信号に変換の上、C P U 1 1に送信すること、当該動画像

データの解像度が簡易形液晶表示パネル23の解像度より大きいこと、簡易形液晶表示パネル23やCRT表示器24等の大型ディスプレイにリアルタイムで動画像を表示することは、いずれも技術常識であり、乙6発明に実質的に開示されているというべきであるから、控訴人の主張する相違点は存在しない。

イ 控訴人は、乙6発明の機能は、携帯電話機が動画像データを受信・処理・表示する場合に実現されるものではなく、ましてや高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に実現されるものでもないとして、これを相違点として主張する。

しかしながら、上記各技術常識を適用することにより、動画像を簡易型液晶表示パネル23にスクロール操作によらなければ画像全体を見られないように表示する機能は、乙6発明に実質的に開示されているというべきである。

また、乙6発明には、CRT表示器24等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル23の解像度よりも大きい解像度を有する画像情報を表示することが開示されているのであり、これは動画像の場合にも同様に当てはまるから、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール表示することなく全てを）表示する機能についても、乙6文献に実質的に開示されている。

よって、控訴人が主張する相違点は存在しない。

(2) 相違点の容易想到性

乙6文献【0013】の「簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない表示データ」が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」に相当することは、原判決が正当に認定したとおりである。乙6文献には、少なくともかかる画像データを携帯電話機が外部から取り込んで、処理、表示すること（「高解像度画像受信・処理・表示機能」

のうち、画像データの取り込み方法が無線信号の受信によることを除く構成)が記載されている。そして、動画像データを受信し、リアルタイムで表示する構成は本件特許の優先日当時の技術常識であり、乙6文献には動画像の受信を除外することをうかがわせる記載はないことからすれば、仮に高解像度動画像受信の構成が相違点を構成するとしても、当該技術常識を適用することで当業者が極めて容易に想到できたものである。

第5 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は、理由がないから棄却すべきものと判断する。

その理由は、以下のとおりである。

10 2 乙6発明に基づく新規性及び進歩性欠如(争点2-3-2)について

(1) 本件明細書の記載事項

本件明細書の記載は、原判決「事実及び理由」第4の1(1)(61~67頁)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 乙6文献の記載事項及び乙6発明

15 ア 乙6発明の認定

乙6文献の記載は、原判決「事実及び理由」第4の1(2)(67~71頁)に記載のとおりであるから、これを引用する。

乙6文献の上記各記載によれば、乙6文献には、次のとおり、乙6発明の記載があると認められる。(原判決の認定から変更した部分に下線を付した。)

2 a 各種データの入力を可能とし、入力されたデータをCPU11に送信する操作部20と;

2 b" アンテナ12aを有し、送信信号の変調及び受信信号の復調機能を有し、CPU11に制御される通信部12と;

2 c CPU11が実行する各種プログラムを格納するROM14及びユーザ設定データ等を格納するRAM13と;

2 d 1 ROM14に格納されたプログラムに基づき、入力された表示データ（外部から取り込んだ画像情報）を、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル23やCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するよう制御するCPU11と；

5 2 d 2 CPU11の制御下で、入力された表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、画像メモリ22に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信する表示制御回路21と；

10 2 e 表示制御回路21から送られてきた表示データを表示する簡易型液晶表示パネル23と；

2 f CRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されており、表示制御回路21から送られてきた表示データをCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するモニタ端子25とを備え；

15 2 g " ' 1 通信部12が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を受信して復調の上、CPU11が、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル23やCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するよう表示制御回路21を制御し、

20 2 g " 2 CPU11の制御下で、表示制御回路21が、表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、画像メモリ22に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信して、簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに画像を表示する機能を有する、携帯電話機において、

25 2 h " ' 携帯電話機が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示でき

ない画像情報を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路 2 1 は、
画像メモリ 2 2 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を C R T 表
示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 2 5 に送信し、
C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 2
3 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作す
ることなく）表示する機能を実現し、

2 i モニタ端子 2 5 は、表示制御回路 2 1 から受信した表示データ（ドットデータ）を C R T 表示器表示器 2 4 等の大型ディスプレイに表示できるようにして送信する機能を有する、

2 j ことにより、C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示できるようにした、

2 k 携帯電話機

イ 乙 6 発明の認定についての補足説明

乙 6 発明の認定の補足説明につき、当審において原判決の認定を補正した部分について、以下のとおり説明を加えるほか、原判決「事実及び理由」第 4 の 1 (3) イ (ア) 及び (ウ) (73 ~ 76 頁) のとおりであるから、これを引用する。

(ア) 2 b" の構成について

乙 6 文献には、「C P U … 1 1 は、…携帯電話機各部の動作を制御する。」(【0008】) と記載されているものの、C P U 1 1 が通信部 1 2 を制御するにとどまらず、通信部 1 2 が C P U 1 1 から制御信号を受信することを明示する記載はないから、2 b" の当該部分は、「C P U 1 1 に制御される通信部 1 2」の限度で認められる。

(イ) 2 g" ' 1 の構成について

乙 6 文献の「携帯電話機本体のメモリからまたはウェブサイトから

特定の画面を取り込んで、使用目的のテキストや画像に重ねて表示する機能」（【0003】）との記載において、「取り込む」という用語は、携帯電話機本体のメモリからの「読み出」及びウェブサイトからの「受信」の両者に対して用いられていること、【図1】には、外部から画像情報を受信あるいは取り込む構成として、アンテナ12aを有する「通信部12」のみが記載されていることからすると、「外部から取り込んだ画像情報」（【0013】）は、「外部から受信した画像情報」という意味であると解される。そして、通信部12が受信信号の復調機能を有することについては、【0008】に「通信部12は、アンテナ12aを有し、送信信号の変調および受信信号の復調機能を有する」と記載されている。

したがって、乙6文献のこれらの記載に接した当業者は、「通信部12が、画像情報を受信して復調する」ものであることを理解することができると認められる。

(ウ) 2h'' の構成について

乙6文献には、表示制御回路21が「前記表示すべき表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル23に対応する場合、または、表示データの送出先が簡易型液晶表示パネル23を指示する場合には、簡易型液晶表示パネル23に表示データを送らせ」と記載されており（【0011】）、表示制御回路21は、表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル23に対応しない場合、すなわち簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報についても、表示データの送出先として簡易型液晶表示パネル23が指示された場合には、画像情報を簡易型液晶表示パネル23に送って表示する機能を有することが認められる（2g''2）。

一方、乙6文献には、表示制御回路21は、「一度に表示すべきデー

タ量が多く、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない表示データにあっては、つまり表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル23に対応しない場合には、画面表示領域の大きいC R T表示器24に表示できるように、その表示データ（ドットデータ）をモニタ端子25へ同期信号と共に送出する。」と記載されていること（【0013】）からすると、乙6発明が、携帯電話機が簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、同画像情報を簡易型液晶表示パネル23に送信するのか否か、送信するとしてどのような態様で表示するのか、いずれも明らかではない。

(3) 本件発明と乙6発明との一致点及び相違点

以上を踏まえ、本件発明と乙6発明を対比すると、次のとおり、一致点及び相違点が認められる。

ア 一致点

本件発明の構成要件A、C、E、F、I、J及びKが、乙6発明の2a、2c、2e、2f、2i、2j及び2kと一致することについては、原判決「事実及び理由」第4の1(4)ア（77～79頁）のとおりであるから、これを引用する。

イ 相違点

(ア) 相違点①'

本件発明では、無線通信手段が、無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理する（前記中央演算回路が前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行う）（構成要件B、D、G'）のに対し、乙6発明では、通信部12（無線通信手段）が、C P U 11（中央演算回路）に復調

した信号（デジタル信号）を送信し、前記C P U 1 1（中央演算回路）が該復調した信号（デジタル信号）を受信して、該復調した信号（デジタル信号）が伝達する画像データを処理しているか明らかではないこと（2 b''、2 d 1、2 g''' 1）。

5 (イ) 相違点②'

10

本件発明は、高解像度画像受信・処理・表示機能（構成要件G' 参照）を実現する場合に、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出し、送信する機能を有する（構成要件H'）のに対し、乙6発明は、そのような機能を有するか明らかでないこと（2 h'''）。

(4) 相違点の容易想到性

ア 相違点①' について

いずれも本件特許の優先日前に頒布された刊行物である以下の各文献には、次の記載があると認められる。

15

20

25

(ア) 特開2002-27038号公報（乙8、発明の名称：携帯端末装置、携帯電話機及びデータ処理方法）の【0039】ないし【0045】及び【図4】には、放送局から配信されたゲーム情報内容D1を受信し、チューナー55ではアンテナ41により受信された地上波放送信号からゲーム情報内容D1のデータ列を抽出してシステムバス79に送ること、受信部204は、テレビ放送電波の複数のチャネルの電波のうち、所望のチャネルを受信すること、データ放送番組に係る映像やゲーム情報内容D1などは、垂直ブランкиングインターリービングを利用して多重化され、画像を含む各種デジタルコンテンツが配信されること、システムバス79にはデータ処理部35が接続され、データ処理部35は、デコード処理後のデータ放送番組に係る映像やゲーム情報内容D1などを処理する旨の記載がある。

(イ) 特開 2003-319043号公報（乙81、発明の名称：折り畳み型携帯電話機）の【0073】ないし【0076】、及び【図5】には、携帯電話機10において、発呼先から送信されてきた画像データは、RF回路105を介して、変復調回路106に供給され復調されて、ベースバンド処理回路107に供給され、ベースバンド処理回路107は、供給された信号から、キャラクタデータなどの送信されてきたデータを取り出して、これを制御部109に供給し、CPUを含んで構成される画像処理回路115が、ベースバンド処理回路107から供給されるデータに基づいて、画像信号を形成し、表示部11に表示する旨の記載がある。

(ウ) 特開 2003-244301号公報（乙82、発明の名称：携帯情報端末）の【0016】、【0038】、【0048】、【0049】及び【図7】には、携帯電話機において、アンテナ19から入力された通話先から送られたテレビ電話の画像データは、受話回路21を介してCPUを含む制御回路17に入力され（受話回路21は受信したアナログデータの復調処理を行い、その後、制御回路17に復調したデータを入力し）、制御回路17に入力された画像データは、メモリ23をワークエリアとして利用し、画像データを表示可能なように展開し、展開が終了すると、制御回路17は展開された画像データの保存領域を示すアドレスを表示制御部20に送り、表示制御部20は事前設定で定められた条件で、固定表示部4、可動表示部12の一方又は双方に画像を表示する旨の記載がある。

上記(ア)ないし(ウ)の刊行物の記載から、携帯情報通信装置の無線通信手段が、画像データを伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理することは、本件

特許の優先日当時の当業者の技術常識であったと認められる。

そうすると、本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、上記技術常識を適用することより、通信部12が、無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、これをCPU11に送信し、CPU11がこれを受信して、復調したデジタル信号が伝達する画像データを処理するとの相違点①'に係る構成に想到することは容易であったということができる。
5

イ 相違点②'について

(ア) 携帯電話機は、通常、利用者によって携帯された状態で使用されることを前提としており、その際には、表示しようとする画像データの解像度が内蔵された表示パネルの画面解像度より大きい場合であっても、内蔵された表示パネルに画像データを送信して表示させることは多言を要しない。そうすると、乙6発明の携帯電話機は、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、同画像情報を簡易型液晶表示パネル23に送信して、表示させると認められる。
10
15

(イ) また、いずれも本件特許の優先日前に頒布された刊行物である以下の各文献には、次の記載があると認められる。

a 特開2000-66649号公報（乙39文献、発明の名称：携帯情報処理装置、及び外部表示出力の制御方法）の【0008】、
20 【0037】、【0038】及び【0044】には、携帯情報処理装置である携帯機器2において、アプリケーションプログラム35が、異なる解像度を持つ内部表示装置22と外部表示装置24において描画させるイメージ、すなわち内部表示イメージと外部表示イメージを、それぞれの表示装置の解像度に合わせて、表示メモリ18上にライトし、表示コントローラ20は、アプリケーションプログラ
25

ム 3 5 によってライトされた内部表示イメージと外部表示イメージに応じて、内部表示装置 2 2 と外部表示装置 2 4 に対して、それぞれに応じた描画イメージを表示させる旨の記載がある。

b 特開 2 0 0 0 - 1 3 7 7 6 号公報（乙 3 8 文献、発明の名称：動画像通信システムと動画像通信装置及び画像フォーマット変換方法）の【0 0 0 3】、【0 0 4 1】、【0 0 6 9】及び【0 0 8 0】並びに【図 8】には、可搬使用を可能とした小型の動画像通信装置において、内部表示器 2 4 は、例えば、Q C I F 信号を表示するのに必要な画素数（ $1 8 0 \times 1 4 4$ ）を有し、表示制御部 2 3 の制御の下に画像を表示し、表示制御部 2 3 は、受信動画像データのフォーマットが C I F であった場合には、C I F から Q C I F へのフォーマット変換を、C I F 動画像データの画素を間引く処理により行い、C I F から Q C I F にフォーマット変換された動画像を内部表示器 2 4 に表示させている。

c 特開 2 0 0 3 - 1 2 2 3 3 9 号公報（乙 5 6、発明の名称：移動通信端末）の【0 0 0 5】、【0 0 3 2】、【0 0 4 0】、【0 0 4 8】～【0 0 5 0】、【0 0 5 4】並びに【図 3】、【図 5】及び【図 1 1】には、移動通信端末において、入力された画像（静止画像及び動画像を含む）データの表示サイズが表示器（L C D）3 4 の表示領域サイズより大きい場合、表示しようとする画像データの横方向の表示サイズが L C D 3 4 の横方向の表示領域サイズに対応する大きさになるように縮小処理が行われ、この縮小処理をされた画像データが L C D 3 4 に表示されること、その例として、Q C I F（ $1 7 6 \times 1 4 4$ ドット）からなる画像データの表示サイズを、S u b Q C I F（ $1 2 8 \times 9 6$ ドット）に相当する表示領域サイズに対応させるために、8 / 1 1 倍に縮小処理すること、C I F（ $3 5 2 \times 2 8$

8 ドット) からなる画像データの表示サイズを、 S u b Q C I F (128 × 96 ドット) に相当する表示領域サイズに対応させるために、 4 / 11 倍に縮小処理することが記載されている。

上記 a ないし c の刊行物の記載から、携帯端末において、表示しようとする画像データの解像度が表示パネルの画面解像度より大きい場合に、表示パネルと同じ解像度の画像データを読み出し、当該データを伝達するデジタル表示信号を送信し、これを表示パネルに表示させることは、本件特許の優先日当時における技術常識であったと認められる。
5

(ウ) そうすると、本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、簡易型液晶表示パネルでは明瞭に表示できない画像情報を簡易型液晶表パネルに表示するに当たり、上記(イ)の技術常識を適用することにより、簡易型液晶表示パネル 23 の画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出すとの相違点②' に係る構成に想到することは容易であったということができる。
10
15

(5) 小括

したがって、本件特許は、進歩性を欠き、特許無効審判により無効にされるべきものと認められる（特許法 123 条 1 項 2 号、 29 条 2 項）。

3 令和 7 年訂正による無効理由の解消の成否（争点 3-1）について

20 (1) 本件訂正発明と乙6発明との一致点及び相違点

本件訂正発明の構成は、前記第 3 の 2 (2) 記載のとおりであり、乙6発明の構成は、前記第 5 の 2 (2) アで認定したとおりである。

ア 一致点

本件訂正発明の構成要件 A、 C、 E、 F、 I 及び K が、乙6発明の 2 a、 2 c、 2 e、 2 f、 2 i 及び 2 k と一致する。
25

イ 相違点

(ア) 相違点①"

5

10

本件訂正発明では、無線通信手段が、無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理する（前記中央演算回路が前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行う）（構成要件B、D、G”）のに対し、乙6発明では、通信部12（無線通信手段）が、無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、CPU11（中央演算回路）に復調した信号（デジタル信号）を送信し、前記CPU11（中央演算回路）が該復調した信号（デジタル信号）を受信して、該復調した信号（デジタル信号）が伝達する動画像データを処理しているか明らかではないこと（2b”、2d1、2g”’1）。

(イ) 相違点②"

15

20

本件訂正発明は、高解像度動画像受信・処理・表示機能（構成要件G”参照）を実現する場合に、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する動画像のビットマップデータを読み出し、送信する機能を有する（構成要件H”）のに対し、乙6発明は、高解像度動画像受信・処理・表示機能を有するか明らかではなく（2g”’1、2g”2）、これを実現する場合に、簡易型液晶表示パネル（ディスプレイパネル）の画面解像度と同じ解像度を有する動画像のビットマップデータを読み出し、送信する機能を有するかも明らかでないこと（2h”’）。

(ウ) 相違点③

25

本件訂正発明は、外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像」をリアルタイムで表示できるようにしたのに対し（構成要件G”、J'）、乙6発明は、

そのような機能を有するか明らかでないこと（2 g” 2、2 j）。

(2) 相違点の容易想到性

ア 相違点①”について

(ア) 本件明細書【0004】には「文字や映像を含む画像」との記載があること（甲2）に加え、いずれも本件特許の優先日前に頒布された刊行物である、①特開2002-27038号公報（乙8、発明の名称：携帯端末装置、携帯電話機及びデータ処理方法）の【0044】には「画像（動画と静止画）」との記載があること、②特開2003-319043（乙62、発明の名称：折り畳み型携帯電話機）の【0073】には「画像データ（静止画像又は動画像）」との記載があること、③特開2003-244301号公報（乙82、発明の名称：携帯情報端末）の【0041】には「テレビ電話の受信画像の展開や送信画像の表示などの切換えを行う。」との記載があること、④特開2003-122339号公報（乙56、発明の名称：移動通信端末）の【0015】には「例えば上記取り込まれた画像データが静止画像であるか動画像であるかを判定する。」との記載があることが、それぞれ認められる。

これらの記載によれば、本件特許の優先日当時、「画像」には、静止画像及び動画像の両方を含むとの技術常識が存在したと認めることができる。

(イ) また、前記2(4)ア記載の刊行物から、本件特許の優先日当時、携帯情報通信装置の無線通信手段が、画像データを伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理することが技術常識であったと認められる。

そして、上記(ア)の技術常識が存在することに加え、前記2(4)ア(ア)

ないし(ウ)の刊行物には、上記(ア)①ないし③のとおり、「画像」には静止画像及び動画像の両方を含む旨の記載が存在することからすれば、本件特許の優先日当時、携帯情報通信装置の無線通信手段が、動画像データを伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理することも、当業者の技術常識であったと認められる。

(ウ) そうすると、本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、上記(ア)の技術常識から乙6発明の「画像」「画像情報」には、動画像、動画像情報を含むものと理解した上で、上記(イ)の技術常識を適用することより、通信部12が、無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、これをCPU11に送信し、CPU11がこれを受信して、復調したデジタル信号が伝達する動画像データを処理するとの相違点①”に係る構成を想到することは容易であったということができる。

イ 相違点②”について

(ア) 上記ア(ア)の技術常識に照らせば、本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、乙6発明の「画像」は動画像を含むものと理解するといえるから、乙6発明の「携帯電話機が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合」は、本件訂正発明の「携帯情報通信装置が」「高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合」に相当する。

(イ) また、上記ア(ア)の技術常識に加え、前記2(4)イ(ア)で述べたところによれば、乙6発明の携帯電話機は、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない動画像情報を表示する機能を実現する場合に、同動画像情報を簡易型液晶表示パネル23に送信して、表示させると認

められる。

(ウ) さらに、前記2(4)イ(イ)記載の刊行物から、本件特許の優先日当時、携帯端末において、表示しようとする画像データの解像度が表示パネルの画面解像度より大きい場合に、表示パネルと同じ解像度の画像データを読み出し、当該データを伝達するデジタル表示信号を送信し、これを表示パネルに表示させることが技術常識であったと認められる。
5

5

また、上記ア(ア)の技術常識が存在することに加え、前記2(4)イ(イ)b及びcの刊行物には、上記技術常識に係る機能を動画像において実現する旨の記載があることからすれば、本件特許の優先日当時、乙6
10 発明に接した当業者は、簡易型液晶表示パネルでは明瞭に表示できない動画像情報を簡易型液晶表パネルに表示するに当たり、簡易型液晶表示パネル23の画面解像度と同じ解像度を有する動画像のビットマップデータを読み出し、送信するという相違点②”に係る構成に想到することは容易であったということができる。

10

15

ウ 相違点③について

(ア) いずれも本件特許の優先日前に頒布された刊行物である以下の各文献には、次の記載があると認められる。

20

a 特開2000-13776号公報（乙38文献、発明の名称：動画像通信システムと動画像通信装置及び画像フォーマット変換方法）の【0063】及び【0064】には、コンテンツ・サーバT Sはマルチメディア通信端末装置H S 1が要求したフォーマットで動画像データを送信し、マルチメディア通信端末装置H S 1は、上記コンテンツ・サーバT Sから動画像の符号化データが送られると、この符号化データは映像デコーダ22で元の動画像データに復号されて表示制御部23に入力され、表示制御部23は、外部テレビジョンモニタVMの接続が有る場合、表示手段として外部テレビジョン
25

モニタVMを使用することを決定し、外部テレビジョンモニタVMへ上記復号された動画像データを供給して表示させることが記載されている。

b 特開2004-166219号公報（乙88、発明の名称：公衆ディスプレイ装置及び公衆ディスプレイ装置による画像提供システム並びに公衆ディスプレイ装置の情報提供システム）の【0040】及び【0085】には、公衆ディスプレイ装置100は、小型携帯用端末200とブルートゥース等による近距離通信の接続を確立し、他の小型携帯用端末200等から小型携帯用端末200に送信され小型携帯用端末200から転送される第1画像の画像データ、例えばテレビ電話の相手画像の画像パケットを受信し、受信する画像データから第1画像をリアルタイムに表示するものであり、また、第1画像、第2画像、第3画像はそれぞれ静止画像又は動画像とすることが可能であり、さらに、公衆ディスプレイ装置100が小型携帯用端末200から受信する第1画像の内容は適宜であり、例えば小型携帯用端末200が配信を受けている映画や番組等の映像とすることが可能である旨記載されている。
10

15

加えて、本件特許の優先日当時、ウェブサイトから取得した動画像データをリアルタイム（ストリーミング）で再生することができる携帯情報通信端末が販売されていたと認められる（乙89～97）。

そうすると、本件特許の優先日当時、携帯情報通信端末において、受信した動画像データをリアルタイムで表示させることは、技術常識であったといえる。

(イ) 上記ア(ア)の技術常識に照らせば、本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、乙6発明の「画像」は動画像を含むものと認識するとともに、上記(ア)の技術常識により、乙6発明に係る携帯電話機が、
20

動画像をリアルタイムで表示させることができると認識するといえる。そうすると、乙6発明の「通信部12が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を受信し」(2g"')、「CRT表示器24等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示する」(2h"')構成は、本件訂正発明の「無線通信手段が『本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ』を伝達する無線動画信号を受信し」、「外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示する」（構成要件G''、J'）構成に相当すると認められる。

したがって、相違点③は実質的な相違点ではない。

(3) 控訴人の主張の検討

ア これに対し、控訴人は、乙6発明の「画像」「表示データ」は静止画像のみを指し、動画像を含まないと主張し、その根拠として、①乙6文献に「画像」「表示データ」が動画像を含むことを示唆する記載がないこと、②【0014】には「従来のように、スクロール操作によって全画像を見る必要がなくなる」との記載があるところ、動画像をスクロール操作によって全画像を見ることはあり得ないから、同「全画像」には動画像を含まないと考えられることを挙げる。

しかしながら、上記①については、前記(2)ア(ア)のとおり、本件特許の優先日当時、「画像」には静止画像及び動画像の両方を含むとの技術常識が存在したことに加え、動画像は複数の静止画像を連続的に表示させて表現されるものであり、両者は実質的に変わらないことからすれば、乙6発明に接した当業者は、たとえ乙6文献に動画像を示唆する記載がなかったとしても、「画像」「表示データ」に動画像、動画像に係る表示データを含むものと理解すると認められる。

また、上記②については、仮に【0014】でスクロール操作の対象となっている「全画像」が静止画像のみを指すとしても、従来技術の帰結を説明するにとどまり、その他の部分の「画像」に動画像が含まれると解することを妨げない。

5

したがって、控訴人の上記はいずれも採用できない。

10

イ また、控訴人は、携帯情報通信装置が動画像データの受信・処理・リアルタイム表示を実現するためには、静止画像データの受信・処理・表示を実現するより各段に高い性能が必要になるから、乙6発明に前記(2)ウ(ア)の技術常識（携帯情報通信端末において、受信した動画像データをリアルタイムで表示させること）を適用することについては阻害事由が存在したと主張する。

15

しかしながら、乙6発明が公開された平成13年7月から間もない同年11月以降、携帯電話端末で動画を再生するサービスの提供が開始され（乙89、91）、本件特許の優先日（平成16年12月）当時には、携帯電話端末において動画のストリーミング再生ができることが一般的になっていたと認められること（乙90、92～97）からすれば、当業者が、乙6発明の携帯電話機に上記技術常識を適用することについて何らかの阻害事由があったとは認められない。

20

したがって、控訴人の主張はいずれも採用できない。

(4) 小括

25

したがって、本件訂正発明は、本件発明と同様に、乙6発明に本件特許の優先日当時の技術常識を適用することにより、当業者が容易に発明をすることができたものである。そうすると、令和7年訂正によって本件発明の無効理由（乙6発明に基づく進歩性欠如）が解消されたとはいえないから、訂正の再抗弁は失当である。

4 したがって、本件特許は、特許無効審判により無効にされるべきものであり、

控訴人は被控訴人に対し本件特許権を行使することができない（特許法104条の3第1項）。

よって、その余の点を判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がない。

第6 結論

以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第4部

裁判長裁判官

10

長 谷 川 浩 二

裁判官

15

岩 井 直 幸

裁判官

20

安 岡 美 香 子

(別紙)

当事者目録

5

控訴人 株式会社DAPリアルライズ

被控訴人 ソニ株式会社

10

同訴訟代理人弁護士	吉	田	和	彦
同	高	石	秀	樹
同	西	田	弘	之
同訴訟代理人弁理士	岩	崎	吉	信

(別紙)

特許請求の範囲

(令和 7 年 3 月 13 日付け訂正請求に係る訂正後のもの)

5 【請求項 1】

ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路へ送信する入力手段と；

無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する
10 無線通信手段と；

後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と；

前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路と、該中央演算回路の処理結果に基づき、单一の V R A M に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、から構成される
20 データ処理手段と；

画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と；
25

外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかす

る周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と；

を備え、

5 前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理し、前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記単一のVRAMに対して
10 ビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示する機能（以下、「高解像度動画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、

15 携帯情報通信装置において、

前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現し、

25 前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMD

S、L V D S（又はL D I）及びG V I Fのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、

ことにより、

- 5 前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像」をリアルタイムで表示できるようにした、
ことを特徴とする携帯情報通信装置。

(別紙)

争点に関する当事者の主張

1 被告各製品が本件訂正発明の技術的範囲に属するか（争点 3－2）

控訴人の主張	被控訴人の主張
<p>1 被告各製品は、本件訂正発明の「無線通信手段」以外の構成要件をすべて充足する。</p> <p>2 被告各製品の「無線通信用メインアンテナ」「無線送受信用 I C」及び「(モバイルプロセッサに内蔵された) インターフェース」は、本件訂正発明 の「無線通信手段」に相当し、これを充足する。</p> <p>仮に「(モバイルプロセッサに内蔵された) インターフェース」が 本件訂正発明 の「無線通信手段」に当たらないとしても、均等侵害が成立する。</p>	<p>被告各製品は少なくとも本件発明の構成要件 B、D、G' 及びH' を充足しないことから、本件訂正発明の構成要件 B、D、G'' 及びH'' を充足しない。その理由は原審で述べたとおりである。</p>

2 令和 7 年訂正が訂正要件を充足するか（争点 3－3）

控訴人の主張	被控訴人の主張
<p>令和 7 年訂正は、いずれも本件明細書に記載された事項の範囲内における訂正であり、訂正要件を満たしている。</p> <p>すなわち、本件明細書【0118】には、グラフィックコントローラ_10B が、「前記携帯情報通信装置が前記高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記单一の V R A M から『前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ』を読み出し、『該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号』を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能」を実現することが記載されている。</p> <p>また、本件明細書【0056】【00</p>	<p>令和 7 年訂正は、本件明細書に記載した範囲に基づくものではないから訂正要件を満たさない（特許法 134 条の 2 第 9 項、126 条 5 項）。</p> <p>すなわち、本件訂正発明は、その文言上テレビ放送信号以外の動画像データを含みうる構成であるにもかかわらず、本件明細書には、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」（テレビ放送信号以外の動画像データ）に関して、「前記单一の V R A M から『前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ』を読み出し、『該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号』を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能」についての開示はない。</p> <p>また、本件明細書には、テレビ放送信号以</p>

<p>95】【0118】には、動画像データを「リアルタイムで表示」することが記載されている。</p> <p>さらに、本件訂正発明の構成要件Dは、中央演算回路が無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するという、リアルタイム処理を行うことも特定している。</p>	<p>外の動画像データに関し、取得したファイルを「リアルタイムで表示」することは記載されていない。</p> <p>さらに、非リアルタイム処理を行う中央演算回路を発明特定事項中に含む本件発明の特許請求の範囲に、動画像のリアルタイム再生機能を追加することは、新規事項の追加に当たる。</p>
--	---

3 (本件訂正発明に係る無効の抗弁) サポート要件違反 (争点4-1)

控訴人の主張	被控訴人の主張
<p>本件明細書において、付属ディスプレイパネルにおいて表示される動画がどのような解像度で表示されるか、及び、リアルタイムで表示することについて記載されている具体例がテレビ放送信号に限られるとしても、請求項において、インターネットプロトコルに準拠した無線ストリーミング信号を含む「無線動画信号」へと一般化することは認められるというべきである。</p> <p>ましてや、本件明細書の【0056】には、「アナログテレビ放送信号、デジタルテレビ放送信号、携帯テレビ電話信号、インターネットプロトコルに準拠した無線ストリーミング信号のうちの少なくとも1つの無線信号（以下、無線動画信号と略記する）」との記載があることから、この一般化には、何ら問題がない。</p>	<p>本件明細書には、テレビ放送信号以外の動画像を受信した場合について、付属ディスプレイパネルにおいて表示される動画がどのような解像度で表示されるかについて、及び、リアルタイムで表示することについて、何ら記載がない。したがって、「前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記单一のVRAMから『前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ』を読み出し、『該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号』を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能」、及び「リアルタイムで表示」は、いずれも発明の詳細な説明の記載されておらず、サポート要件を満たさない。</p>

4 (本件訂正発明に係る無効の抗弁) 明確性要件違反 (争点4-2)

控訴人の主張	被控訴人の主張
<p>「リアルタイムで表示す</p>	<p>「動画像をリアルタイムで表示する」ことについ</p>

<p>る」という用語は、データの送受信や処理の遅延が実用上問題とならない速さで、かつ連続的に表示されることを指す、ごく一般的な技術用語であるから、被控訴人の主張は失当である。</p>	<p>て、本件明細書には、「リアルタイム」とはどの程度の遅延を許容するのか、何秒間連続で表示できることを意味するのかが定義されておらず、本件訂正発明の技術的範囲の外延が不明確であることから、第三者が充足の有無を判断できず、不測の不利益を被るものである。</p> <p>したがって、本件訂正発明は、明確性要件を満たさない。</p>
---	--

5 (本件訂正発明に係る無効の抗弁) 実施可能要件違反 (争点 4 – 3)

控訴人の主張	被控訴人の主張
<p>本件明細書には、動画像の「リアルタイム」表示を可能とするための回路構成等を示す図面として【図1】【図6】【図8】【図12】【図13】が記されており、本件明細書の文中でも、それら回路を構成する要素の機能についての説明が行われ、不足はないから、被控訴人の主張は失当である。</p>	<p>本件訂正発明の「動画像をリアルタイムで表示する」という発明特定事項について、本件明細書には、動画像の「リアルタイム」表示を可能とするための回路構成等が説明されていないから、本件特許の優先日当時の当業者が動画像の「リアルタイム」表示することを過度の試行錯誤なく実施できたとは認められない。</p> <p>また、本件訂正発明は、「前記中央演算回路」の処理が非リアルタイムの構成を含むところ、本件明細書には、非リアルタイム処理を行う中央演算回路において「…前記ディスプレイ手段または前記外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示する機能」を実現する方法について、本件特許の優先日当時の当業者が実施できるようには記載されていない。</p> <p>したがって、本件訂正発明は、実施可能要件を満たさない。</p>

6 (本件訂正発明に係る無効の抗弁) 乙83発明に基づく進歩性欠如 (争点 4 – 4 – 1)

控訴人の主張	被控訴人の主張
<p>(1) 乙83発明の認定</p> <p>7a ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データをCPU31へ送信する入力部36と；</p>	<p>(1) 乙83発明の認定</p> <p>ユーザーの操作によってバス34、入出力インターフェース35を通してCPU31に情報を入力する、キーボード、マ</p>

7 b 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPU31に送信するとともに、CPU31から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信部40と；

7 c CPU31を動作させるプログラムとCPU31で処理可能なデータファイルとを格納する記憶部39等と；

7 d 入力部36から受信したデータと記憶部39等に格納されたプログラムとに基づき、無線通信部40から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして記憶部39等に一旦格納し、その後読み出した上で処理し、画像データを、入出力インターフェース35を介して、LCD51又は外部機器接続部38に送信するCPU31と、

7 e LCD51と；

7 f デジタルビデオカメラ61を接続し、デジタルビデオカメラ61に対して、外部表示信号を送信する外部機器接続部38と；

 を備え、

7 g 無線通信部40が「本来解像度がLCD51の画面解像度より大きい動画像データ」（第1の例又は第3の例）を伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、CPU31に送信し、CPU31が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理し、出力先のフォーマットに変換した後、動画像データを、入出力インターフェース35を介して、LCD51又は外部機器接続部38

ウスなどよりなる入力部36と；
汎用的な無線通信方式を使用して他の無線通信装置との無線通信処理を実行し、他の無線通信装置から配信される画像を、バス34、入出力インターフェース35を介して、CPU31が適宜読み出して実行する画像入力モジュール71に入力するとともに、CPU31が適宜読み出して実行する画像出力モジュール77が output した画像信号を他の無線通信装置に送信する無線通信部40と；
CPU31がそれに従って各種の処理を実行するプログラムを記録し、又はCPU31が適宜読み出して実行する画像入力モジュール71で処理可能な画像を予め記憶するROM32、記憶部39、RAM33と；
入力部36から入力された情報とROM32、記憶部39、RAM33等に記録されたプログラムに従って、71～77の各モジュールを適宜読み出して実行し、無線通信部40から受信した画像データに必要な処理を行い、LCD51等の表示部にリアルタイムで出力して表示させるか、又は、記憶部39に記憶されている画像データを読み出して必要な処理を行うCPU31と；
画像出力モジュール77から出力されたデジタル表示信号に基づき、動画像を表示する、携帯型表示機器21が内蔵する表示デバイスであるLCD51（解像度180×120画素）と；
外部の表示デバイス（解像度720×480画素）であるデジタルビデオカメラ61等の「外部機器」を接続し、該外部機器に対して、CPU31が読み出し

に出力して、LCD51又はデジタルビデオカメラ61に動画像をリアルタイムで表示する機能を有する、

携帯型表示装置21において、
7h 第1の例又は第3の例の場合に、

CPU31は、無線通信部40から受信したデジタル動画信号に対してダウンコンバート処理を施して解像度がLCD51の画面解像度と同じ画像データを生成し、該ダウンコンバート処理後の画像データを、入出力インターフェース35を介して、LCD51のフォーマットに変換した後、LCD51に出力する機能と、該ダウンコンバート処理後の画像データを、デジタルビデオカメラ61のフォーマットに変換した後、入出力インターフェース35を介して、外部機器接続部38に出力する機能と、を実現し、

7i 外部機器接続部38は、デジタルビデオカメラ61のフォーマットに変換された外部表示信号をデジタルビデオカメラ61に送信する機能を有する、

7j ことにより、

デジタルビデオカメラ61に、動画像をリアルタイムで表示できるようにした

7k ことを特徴とする携帯型表示装置21

て実行した画像出力モジュール77から出力された画像データを表示させる外部機器接続部38を備え、

無線受信部40を介して、CPU31が読み出して実行した画像入力モジュール71が、LCD51の解像度よりも大きい解像度の動画像データを入力し、71～77の各モジュールが該動画像データを処理し、

画像出力モジュール77が該動画像データをLCD51又は外部機器接続部38に接続されたデジタルビデオカメラ61等の外部機器に出力し、動画像をリアルタイムで表示する機能を有する、実施形態を携帯電話とする携帯型表示機器21において、

ダウンコンバートモジュール76は、原画像の解像度よりもLCD51の解像度が低く、ダウンコンバートの必要があると判定された場合、画像データに対してダウンコンバート処理を施し、LCD51と同じ解像度を有する画像データを画像出力モジュール77に供給し、画像出力モジュール77がLCD51及び外部機器接続部38に接続されたデジタルビデオカメラ61に出力する機能と、原画像と表示部の解像度が同じである場合、ダウンコンバート処理が不要であると判断し、ユーザ画像データをそのまま（ダウンコンバート処理を行わず）画像出力モジュール77に供給し、画像出力モジュール77が該画像データを外部機器接続部38に接続されたデジタルビデオカメラ61等の外部機器に出力する機能と、を実現することにより、

デジタルビデオカメラ61等の外部機

	<p>器に、LCD51より大きい解像度を有する動画像をリアルタイムで表示できるようにした</p> <p>ことを特徴とする、該携帯型表示機器 21</p>
<p>(2) 本件訂正発明と乙83発明との相違点</p> <p>ア <相違点7-3></p> <p>本件訂正発明は、前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理し、外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像」をリアルタイムで表示できるようにしたのに対し、乙83発明では、無線通信部40が本来解像度がLCD51の画面解像度より大きい動画像データを伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、CPU31に送信し、CPU31が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理し、デジタルビデオカメラ61のフォーマットに変換した後、デジタルビデオカメラ61に出力して、デジタルビデオカメラ61に動画像をリアルタイムで表示する機能を有することまでは認められるとしても、該動画像はLCD51の画面解像度より大きい解像度を有する動画像ではない点。</p> <p>イ <相違点7-4></p>	<p>(2) 本件訂正発明と乙83発明との相違点</p> <p>ア <相違点7-1></p> <p>本件訂正発明は、「グラフィックコントローラ」が「单一のVRAM」に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行うのに対し、乙83発明は、CPU31がRAM33に対してLCD51の画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ、又はLCD51の画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成するか否かが明らかでない点。</p> <p>イ <相違点7-2></p> <p>本件訂正発明は、「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」が、「デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIDのうちのいずれかの伝送方式」で伝送されるのに対し、乙83発明では、表示信号の「伝送方式」について特定されていない点。</p>

本件訂正発明は、中央演算回路の処理結果に基づき、単一のV R A Mに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラを有し、該グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記单一のV R A Mから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記单一のV R A Mから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現するのに対して、乙83発明では、そもそも、グラフィックコントローラに相当する要素を有していない点。

(3) 相違点の非容易想到性

被控訴人が言及する周知技術を前提としても、これによって＜相違点7-3＞及び＜相違点7-4＞の容易想到性を論理付けることはできない。

＜相違点7-3＞は、「外部ディスプレイ手段に表示される動画像の解像度」を

(3) 相違点の容易想到性

ア <相違点7-1>

「グラフィックコントローラ」が「単一のV R A M」に対して表示イメージのリード／ライトを行い、読み出した表示イメージを伝達する描画イメージを生成することは、周知技術である。そして、

<p>特定しており、また、<相違点7-4>は、「グラフィックコントローラ」が単一のV R A Mから読み出すビットマップデータの解像度について特定しているのに対して、被控訴人が主張する周知技術（「グラフィックコントローラ」が「単一のV R A M」に対して表示データのリード／ライトを行い、読み出した表示イメージを伝達する描画イメージを生成すること）は、画像データや画像の解像度を何ら特定するものではない。</p>	<p>乙83発明において、当該周知技術を採用し、あるいは、乙39発明を組み合わせて、<相違点7-1>に係る構成を備えることは、当業者において容易に想到できたものである。</p> <p>イ <相違点7-2></p> <p>表示装置に表示信号を送信する際に、「デジタルRGB、T M D S、L V D S（又はLDI）及びG V I Fのうちのいずれかの伝送方式」に変換して送信することは、周知技術であり、乙83発明において、当該周知技術を採用して<相違点7-2>に係る構成を備えることは、当業者において容易に想到できたものである。</p>
---	---

7 (本件訂正発明に係る無効の抗弁) 乙39発明に基づく新規性及び進歩性欠如(争点4-4-2)

控訴人の主張	被控訴人補助参加人ソニーの主張
<p>(1) 乙39発明の認定</p> <p>携帯機器2は、C P U 1 0、システムメモリ(D R A M)1 2、R O M 1 4、入力装置1 6、表示メモリ1 8、表示コントローラ2 0、及び内部表示装置2 2を有して構成されており、</p> <p>携帯機器2は、表示コントローラ2 0を介して、外部表示装置2 4を接続して表示させることができ、</p> <p>C P U 1 0は、システムメモリ1 2やR O M 1 4に格納されたプログラム、例えば表示制御に関するO S、表示描画プログラム、デバイスドライバ等に従って各種の制御を実行し、</p> <p>システムメモリ1 2は、プログラムやデータ等の一時使用の記憶領域として使</p>	<p>(1) 乙39発明の認定</p> <p>5 a ユーザーが打鍵等の操作によってデータを入力し、該入力データをC P U 1 0へ送信する入力装置1 6と；</p> <p>5 b 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、C P U 1 0に送信するとともに、C P U 1 0から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；</p> <p>5 c C P U 1 0を実行させるプログラムとC P U 1 0で処理可能なデータファイルとを格納するシステムメモリ1 2やR O M 1 4と；</p> <p>5 d 入力装置1 6から受信したデータとシステムメモリ1 2又はR O M 1 4に格納されたプログラムとに基づき、無線通</p>

<p>用され、</p> <p>R O M 1 4 は、プログラム等の本体の記憶領域として使用され、</p> <p>入力装置 1 6 は、画面の座標位置等入力するペン（タブレット）やマウス等のポインティングデバイス、文字等を入力するキーボードなどにより構成され、</p> <p>表示メモリ 1 8 は、内部表示装置 2 2 及び外部表示装置 2 4 において表示させる表示データの記憶領域として使用され、</p> <p>表示コントローラ 2 0 は、内部表示装置 2 2 及び外部表示装置 2 4 における表示を制御するものであり、</p> <p>内部表示装置 2 2 は、携帯機器 2 に予め内蔵された L C D 等によって構成される表示デバイスであり、</p> <p>外部表示装置 2 4 は、携帯機器 2 にケーブル等を介して任意に接続される C R T 等によって構成される表示デバイスであり、</p> <p>表示コントローラ 2 0 には、メモリコントローラ 2 0 a 、レジスタ 2 0 b 、内部表示用回路 2 0 c 、外部表示用回路 2 0 d を含んで構成されており、</p> <p>メモリコントローラ 2 0 a は、 C P U 1 0 からの指示に応じて表示制御を行なうもので、表示データのリード／ライトが指示された場合には、この指示に応じて表示メモリ 1 8 に対して表示データをリード／ライトし、またレジスタ 2 0 b に設定されたアドレスをもとに表示メモリ 1 8 から表示データをリードし、内部表示用回路 2 0 c を介して内部表示装置 2 2 へ、また外部表示用回路 2 0 d を介して外部表示装置 2 4 へ出力し、</p>	<p>信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、処理可能な表示データとして R O M 1 4 に一旦格納し、その後読み出した上で処理する C P U 1 0 と、 C P U 1 0 の処理結果に基づき、単一の表示メモリ 1 8 に対してビットマップデータである表示データの書き込み／読み出しを行い、「読み出した表示データを伝達するデジタル表示信号」を生成し、デジタル表示信号を後記 L C D 制御手段又は後記インターフェース手段に送信する表示コントローラ 2 0 と、から構成されるデータ処理手段と；</p> <p>5 e 画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示する L C D パネルと、表示コントローラ 2 0 から受信したデジタル表示信号に基づき L C D パネルの各々の画素を駆動する L C D 制御手段とからなる内部表示装置 2 2 （ L C D ）と；</p> <p>5 f 外部表示装置 2 4 （ C R T ）を備える周辺装置を接続し、周辺装置に対して、表示コントローラ 2 0 から受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と；を備え、</p> <p>5 g' 1 無線通信手段が、「本来解像度が内部表示装置 2 2 （ L C D パネル）の画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、 C P U 1 0 に送信し、 C P U 1 0 がデジタル動画信号を受信して、デジタル動画信号を伝達する表示データを処理し</p> <p>5 g' 2 表示コントローラ 2 0 が、 C P U 1 0 の処理結果に基づき、単一の表示</p>
---	---

キーボードやペン等の入力装置 16 からの入力待ちの状態であるシステム定常状態となり、このシステムの定常状態において入力装置 16 から入力があると OS 31 により割り込み処理が実行され、

アプリケーションプログラム 35 の実行により提供される機能によって、ユーザからの指示を入力装置 16 から指定させ、

アプリケーション 35 によって出力方法の指定が入力されると、OS 38 の制御のもとで、内部表示用と外部表示用のそれぞれの描画プログラムに従って、表示コントローラ 20 に対してユーザからの指定の設定、すなわち内部表示と外部表示に用いる表示データ（描画イメージ）を示すアドレスを表示コントローラ 20 内のレジスタ 20b に設定し、

一方、アプリケーションプログラム 35 は、内部表示装置 22 と外部表示装置 24 において描画させるイメージ、すなわち内部表示イメージと外部表示イメージの 2 種類を、それぞれの表示装置の解像度に合わせて、表示メモリ 18 上にライトし、

表示コントローラ 20 は、アプリケーションプログラム 35 によってライトされた内部表示イメージと外部表示イメージに応じて、内部表示装置 22 と外部表示装置 24 に対して、それぞれに応じた描画イメージを表示させ、

内部表示装置 22 が 640×240 の解像度、外部表示装置 24 が 640×480 の解像度を持ち、内部と外部でメモリの一部を共有するといった環境の装置において、外部表示エリアに内部・外部

メモリ 18 に対して表示データの書き込み／読み出しを行い、読み出した表示データを伝達するデジタル表示信号を生成し、デジタル表示信号を LCD 制御手段又はインターフェース手段に送信して、内部表示装置 22 又は外部表示装置 24 に動画像をリアルタイムで表示する機能（以下、「高解像度動画像受信処理・表示機能」と略記する）を有する携帯情報処理装置（携帯機器 2）において、

5 h 1 表示コントローラ 20 は、携帯情報処理装置が、高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、表示メモリ 18 から「LCD パネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像の表示データ」を読み出し、「読み出した表示データを伝達するデジタル表示信号」を生成し、デジタル表示信号を LCD 制御手段に送信する機能と

5 h 2 表示メモリ 18 から「LCD パネルの画面解像度より大きい画面解像度を有する外部表示装置における外部表示装置用の画像の表示データ」を読み出し、「読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、デジタル表示信号をインターフェース手段に送信する機能とを実現し、（ディスプレイパネルの画面解像度と較べて本来解像度が大きい動画像データを受信した場合において、前記单一の VRAM から（ディスプレイパネルの画面解像度と）同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、且つ、「より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出す）

<p>共有表示エリアの表示データをコピーすることによって、外部表示装置24において参照したい画面を一時的に表示させ、</p> <p>表示内容に関しては、内部表示及び外部表示の何れについても上位のアプリケーションによって指定され、</p> <p>通信媒体を介してプログラムを受信する、</p> <p>携帯機器2。</p>	<p>5 i インターフェース手段は、表示コントローラ20から受信した「表示データを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIDのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を周辺装置に送信する機能を有することにより、</p> <p>5 j' 外部表示装置24に、「LCDパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像」をリアルタイムで表示できるようにした</p> <p>5 k ことを特徴とする携帯情報処理装置。</p>
<p>(2) 本件訂正発明と乙39発明との相違点 ア <相違点5-9></p> <p>本件訂正発明は、前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理するのに対して、乙39発明では、通信手段は、動画像データを伝達する無線動画信号を受信するものではなく、ましてや、「本来解像度が内部表示装置22の画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信するものではなく、さらには、受信した無線動画信号をデジタル動画信号に変換の上、CPU10に送信するものではなく、CPU10は、通信手段からデジタル信号を受信するものではなく、ましてや、無線動</p>	<p>(2) 本件訂正発明と乙39発明との相違点 乙39発明は本件発明の構成要件に相当する構成全てを備えるものであることから、本件発明は、乙39発明と同一である。</p> <p>また、仮に相違点が存在するとすれば、次のとおりである。</p> <p>ア <相違点5-6></p> <p>本件訂正発明は「無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段」を有し、「前記無線通信手段が『本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ』を伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理し、前記グラ</p>

画信号を変換したデジタル動画信号を受信するものではない点。

イ <相違点 5-10>

本件訂正発明は、前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像」をリアルタイムで表示できるようにしたのに対して、乙39発明では、内部表示装置22の画面解像度より大きい解像度を有する画像を表示することまでは認められるとしても、動画像を表示する機能を有しておらず、ましてや、動画像をリアルタイムで表示する機能を有していない点。

ウ <相違点 5-11>

本件訂正発明は、前記携帯情報通信装置が前記高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記グラフィックコントローラは、前記单一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記单一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現するのに対して、乙39発明では、表示コントローラ20は、上記各機能とを実現することまでは、認められるものの、これらの機

フィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記单一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み」を行う、要するに、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を無線通信手段により受信するのに対し、乙39発明では、この点が明記されていない点。

イ <相違点 5-7>

本件訂正発明は、前記無線通信手段が動画像データを伝達する無線動画信号を受信して処理し、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示する機能を有するのに対し、乙39発明ではこの点が明記されていない点。

ウ <相違点 5-8>

本件訂正発明は、「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」が、「デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIDのうちのいずれかの伝送方式」で伝送されるのに対し、乙39発明では、表示信号の「伝送方式」について特定されていない点。

<p>能は、携帯機器 2 が、高解像度動画像受信・処理・表示機能を実現する場合に実現するものではない点。</p>	
<p>(3) 相違点の非容易想到性 上記相違点は、被控訴人が主張する周知技術や慣用技術を考慮したとしても想到することは困難である。 また、仮に、乙 3 9 発明に対して、乙 3 8 発明を適用したとしても、少なくとも、<相違点 5 - 9 >に係る構成、及び<相違点 5 - 1 1 >に係る構成に想到することはできない。</p>	<p>(3) 相違点の容易想到性 ア <相違点 5 - 6 > 「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を無線通信手段により受信することは、本件特許の優先日当時の「携帯情報通信装置」の技術分野における周知技術であったところ、乙 3 9 発明において、当該周知技術に照らして、<相違点 5 - 6 >に係る構成を備えることは、当業者において容易に想到し得たものである。 また、外部表示手段を有効活用するという乙 3 9 発明が解決すべき課題と、乙 3 8 に開示される高解像度の画素数を持つデータを外部表示装置に表示させて外部表示装置を有効活用するという課題との共通点を動機付けとして、主引例である乙 3 9 発明に「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を無線通信手段により受信するという乙 3 8 に開示される技術事項を適用することにより、<相違点 5 - 6 >に想到することは容易である。 イ <相違点 5 - 7 > 無線通信手段が動画像データを伝達する無線動画信号を受信して処理し、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示する機能を有することは、本件特許の優先日当時の「携帯情報通信装置」の技術分野における周知技術であったところ、乙 3 9 発明において、当該周知技術に照らして、<相違点 5 - 7 >に係る構成を</p>

備えることは、当業者において容易に想到し得たものである。

また、外部表示手段を有効活用するという乙39発明が解決すべき課題と、乙38に開示されるユーザがマニュアル操作をせずとも外部表示手段に動画像をリアルタイムで表示するという課題との共通点を動機付けとして、主引例である乙39発明に、無線通信手段が動画像データを伝達する無線動画信号を受信して処理し、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示するという乙38に開示される技術事項を適用することにより、＜相違点5-7＞に想到することは容易である。

ウ <相違点5-8>

同じ動画像を表示するのに、送信元が保有している動画像データの形式、ディスプレイおよびケーブルの規格に合わせて、デジタルRGBあるいは他の規格化されていたデジタル伝送方式とするか、アナログRGBの伝送方式とするかは設計事項にすぎず、＜相違点5-8＞に係る構成を備えることは、当業者において容易に想到し得たものである。